

信州大学における障害学生支援体制の特長と課題

篠田 直子 田口 多恵

キーワード：障害学生支援 体制整備 合理的配慮

1. 問題と目的

日本学生支援機構による 2016 年度障害のある学生の修学支援に関する実態調査（日本学生支援機構，2017）では、大学における障害学生数は 2008 年以降増加の一途を辿っている。背景には、2016 年 4 月に施行となった「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律：以下、障害者差別解消法」に伴い、障害学生支援体制の整備の進展が実態把握を促したこともあるが、2015 年度に明示された精神疾患・精神障害、慢性疾患・機能障害の増加は信州大学学生相談センター障害学生支援室の業務においても実感される場所である。「障害者差別解消法」に伴い、国立大学法人での障害者に対する差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の不提供の禁止は法的義務となった（内閣府，2015）。信州大学では、これまで入試に関する支援は入試課と各学部の学務が、入学後の修学・対人関係・生活支援に関しては各学生相談部署や学部・研究科が独自に対応してきた。2007～2010 年度にかけては、「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」として発達障害に焦点をあてたプロジェクトを実施し、学生支援コーディネーターを配置、学生の状態を把握して個別支援計画を立て、他の支援者とともに、学習面、生活面、対人関係面への支援策を講じるために、学内外の関係機関との連携を進めてきた。プロジェクト終了後学生支援コーディネーターは、総合健康安全センターカウンセラーと立場を変えながらもそのノウハウを踏襲している。また、合理的配慮の文書化に際しては、2015 年に障害学生支援室が立ち上がる前は、決定の主体は各学部・研究科にあり、配慮内容等は学生相談コーディネーターが学科の担当教職員と協議しながら作成してきた。

「障害者差別解消法」に伴い国立大学では法的義務として障害学生支援が求められる中、信州大学では 2015 年 4 月に障害学生支援に関わる専門部署として学生相談センター内に障害学生支援室を設置し、学内の障害学生支援体制の一元化を図るとともにフォーマルな支援体制の整備を行った。信州大学学生相談センター障害学生支援室細則（平成 26 年 10 月 16 日信州大学細則第 97 号）によると、障害学生支援室の業務は、(1) 信州大学に在籍する学生に係る学生生活及び修学の支援、(2) 入学手続を完了した障害学生等の受入れに係る事前相談及び受入方針の策定、(3) 障害学生の支援に必要な情報の収集、管理及び分析、(4) 障害学生の支援に関する学外の関係

機関との連携・調整、(5)障害学生の支援に係る啓発活動、(6)その他障害学生の支援と定められている。(1)は在籍する学生に対する具体的支援とその根本となる支援体制の整備、(2)は入学前の志望者の問い合わせへの対応や入学決定者への事前対応、(3)は体制、アセスメント、支援方法などに関する国内外の情報の収集および学内の障害学生の実態調査、支援実態のまとめ等、(4)は学内で対応しきれない介助者や情報保障などの支援組織との連携・協働、障害学生の就職希望者への対応等、(5)は障害学生支援体制や障害学生への対応等に関する教職員や学生に対するFD・SD・研修会等の実施、(6)は支援補助学生の養成や支援機器の準備、ハード面の調整等ととらえ、日々の業務を行っている。障害学生支援室の構成員は、室長(専任:臨床心理士)と学生相談センターと兼任の事務職であり、学生相談コーディネーター(専任:臨床心理士)と協働しながら支援を行っている。現在、日本における大学の障害学生支援体制は、独立組織型、事務組織型、学生相談協働型など様々な形態があるが、信州大学の組織は学生相談協働型といえる。それぞれの体制には特長と課題があるが、設置後2年半を経過した障害学生支援室のこれまでの活動内容を整理し、今後の体制について見直す時期がきている。

そこで、本研究では、設置後2年半を経過した障害学生支援室のこれまでの活動内容を整理し、信州大学の障害学生支援における障害学生支援室の機能と役割について検討し、今後の課題について考察する。

2. 方法

2015年4月～2017年9月までの、障害学生支援室の業務内容を整理する。障害学生支援室としての業務は、個別支援としては、障害に関する支援を求めて障害学生支援室を訪れた学生への対応、学内外への業務としては、障害学生支援体制にかかわることおよび障害学生支援に必要な研究等を含む。

【分析資料】

学生相談センター記録、学生相談センター年報(2015年度、2016年度)、信州大学に在籍する障害学生に関する実態調査(毎年10月実施)、その他関係資料

【分析項目】

信州大学学生相談センター障害学生支援室細則に定められている障害学生支援室の6つの業務((1)信州大学に在籍する学生に係る学生生活及び修学の支援、(2)入学手続を完了した障害学生等の受入れに係る事前相談及び受入方針の策定、(3)障害学生の支援に必要な情報の収集、管理及び分析、(4)障害学生の支援に関する学外の関係機関との連携・調整、(5)障害学生の支援に係る啓発活動、(6)その他障害学生の支援)について、文部科学省が障害のある「学生の修学支援に関する検討会報告第1次まとめ(文部科学省、2017)」で取り組むべきとされた事項の進捗状況を含めて分析を行う。

なお、障害学生支援室が対応した学生は、「障害による困難さに対する具体的配慮を求めて障害学生支援室に来室した学生」と定義した。学生相談センターに自分の

障害を疑って来所する学生は学生相談対応とし、利用者には含まれていない。

3. 結果と考察

(1) 信州大学に在籍する学生に係る学生生活および修学の支援

障害学生支援室の中核的な業務である。

① 体制整備

2015年度、在籍する障害学生支援を推進するために、障害学生支援の全学支援体制の構築を行い、全学の部局・組織での協力体制を形成した。障害学生支援に関して先行する大学の支援体制の情報を収集、差別解消法の施行に伴い作成される対応要領を念頭に置き、「信州大学障害学生支援マニュアル」を作成した。このマニュアルは、障害学生支援に関する用語の定義、支援体制、合理的配慮の決定手続き、紛争に関する相談等、信州大学における障害学生支援の基本概念と体制を明記したものである。学生相談センタースタッフ会議、学生相談委員会にて検討を重ね、2016年2月に承認され、2016年4月に全教職員にメール配信された。Fig.1は、2017年10月現在の信州大学の障害学生支援体制である。障害学生支援室設置以前は、学部や学科単位で決定していた合理的配慮を、障害学生ごとに障害学生支援室がコーディネートした障害学生支援コア・チームで検討し、結果を副学長である学生相談センター長が決定することで、大学内での合理的配慮の一元化をはかった。コア・チームは、各障害の専門委員（学内の専門家に委嘱）、対象学生所属学部・研究科の教職員、その他支援に必要な教職員（カウンセラー・保健師など）、障害学生支援室長で構成され、障害面、授業内容、学内規定やハード面、学生の状態などから合理的配慮を検討する。障害学生支援室は、合理的配慮提供のための配慮内容の検討、合理的配慮を決定するためのコーディネーション、授業担当教員への配慮依頼、合理的配慮を提供する教職員へのコンサルテーション、教材・支援機器の提供、配慮検討に必要なアセスメントの開発や実施、配慮文書発行前の暫定的配慮の調整などを行う。コア・チームでの検討は随時行い、状況に応じ、会議、メール審議を行う。学生自身や置かれた環境を熟知した最低人数で検討を行うことによって、迅速な検討を可能にするよう工夫した。なお、合理的配慮が適確だったか否かを確認することも重要である。学生とは半期に一度見直し面接をし、配慮内容の効果について確認する。また、教職員とは随時連絡を取り合い、決定した合理的配慮は合理的なのか、効果があるのか、多大な負荷がかかっているのかなどについて情報を得るようにしている。このように、コア・チームや配慮を担当した教職員とのタイムリーな連携と情報共有により、対応のズレが適宜修正される。特に、発達障害のある、あるいは疑われる学生においては、関係者間で共通な配慮と支援の姿勢を確認するとともに、障害学生との建設的対話に寄与している。

信州大学の障害学生支援体制の特長のひとつは学生相談の枠の中に設置したことにある。分散型キャンパスを抱える信州大学の学生相談体制は、相談機関としての学生相談センターと総合健康安全センター、各学部の教員や学務系職員からなる学

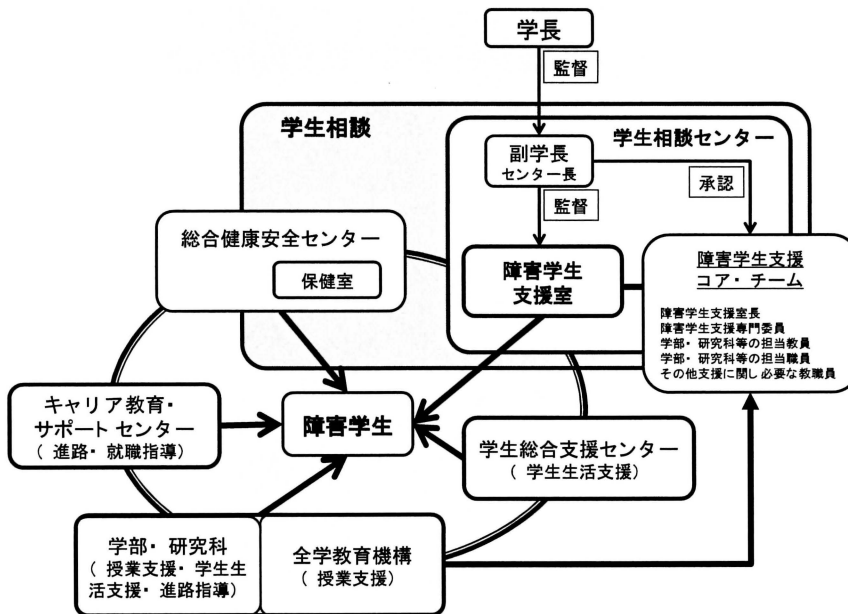


Fig.1 信州大学 障害学生支援体制 組織図

生相談室を中心にネットワークを形成、連携・協働体制を構築してきた(金子他, 2015)。この構築された学生相談の枠の中に障害学生支援室を設置し、障害に起因する困難さへの配慮の必要性を学生相談関係者(医師・カウンセラー・学生相談コーディネーター等)が確認したうえで、障害学生支援室につなげる形をとることで、少ない人的資源でも機能できる。また、医療情報をはじめとした障害に関する専門家の情報や支援を取得しやすいという、各キャンパスに常勤の臨床心理士が配置されている学生相談体制によって、アセスメントや外部医療機関との連携、障害学生や保護者の抱えている不安や二次障害への対応など心理臨床的支援ニーズへの対応においても機能している。

2) 障害学生支援室の利用状況

① 利用学生数

2年半で対応した在籍障害学生数は、2015年度に32名、2016年度に41名、2017年度は前期だけで48名と大幅な増加傾向がみられた。検討期間中2年半に来室した学生の合計は、78名で、4名を除いて、初回相談時は学部生の利用であった(Table 1)。年に20名前後が新たに配慮を求めて来室するとともに、20名程度は継続して支援を行っていた。78名の利用在籍学生の主障害内訳を示したものがFig. 2である。50%が発達障害、精神障害や他の障害との併存を加えると6割が何らかの発達障害の特徴を持っていた。次いで精神と病弱・虚弱がそれぞれ1割程度であった。精神障害の学生は基本的には総合健康安全センターや学生相談センターのカウンセリング機能が対応しているため、正式な配慮が効果的と考えられる学生のみが障害学生

支援室につながっている。二次障害として精神障害を患っている学生の中には、カウンセリングの中で精神障害の症状が落ち着くと、背景にある二次障害としての発達障害への対応が求められる場合がある。このようなケースは、修学面での配慮といった点で障害学生支援室が対応していた。一方、障害を疑って配慮を求めて障害学生支援室に来室したが、障害による困難とはいえない学生も5%みられた。

Table 1 利用学生数

	2015年 2016年 2017年		
	通年	通年	前期
在 利用学生数 (人)	32	41	48
籍 新規学生数 (人)	32	23	17
学 面接学生数 (人)	20	22	31
生 面接回数 (回)	103	176	194
事前相談数 (人)	15	13	9

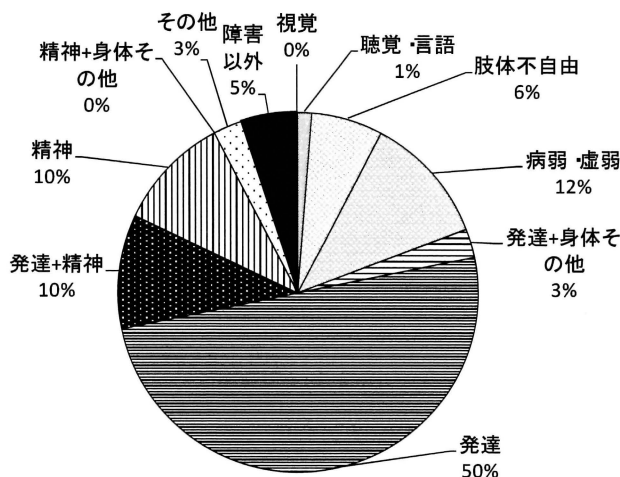


Fig.2 利用在籍学生の障害

② 初回相談者と相談経路

障害学生支援室利用在籍学生 78 名の初回相談者と相談経路をまとめたものが Table2 である。カウンセラーをはじめとした学内の相談関係者の自主来談が半数を占めていた。カウンセラーやコーディネーター等が修学上の配慮が必要と判断した場合に、合理的配慮の可能性について情報共有を行うことから関わるが多かった。次いで、学生本人が保護者や学内の教職員に勧められて障害学生支援室に来室するケースが 2 割程度を占めていた。いずれも、自分の障害による困難さを一定程度理解し自ら配慮を求めてくるので、合理的配慮の手続きにスムーズに入れる特徴がある。学内相談機関を経由し医師や臨床心理士の目で学生の状況を判断することで、障害学生支援室での合理的配慮の手続きに時間がかからない点が大きな特長といえよう。

一方、保護者は、ホームページやパンフレットを見て、学生相談センターのなんでも相談を利用した自発的来室であった。県外の学生が多いため、電話やメールで、子どもが大学に適應できるのかという親自身の不安に対して対応することが多かった。保護者の話と学部での適應状況を確認し、配慮が必要になる可能性が高い場合には、本人の承諾を得て、学生自身の特徴を教職員で共有することもあった。また、必要に応じて、本人・保護者・教職員による面談を行い、支援の方向性を検討した。

Table 2 利用在籍学生の初回相談者と相談経路

	相談経路									合計	%
	自発 来談	保護者	教員	事務	医師・ Co	保健師	Cd	その他			
本人	3	1	2	1	3	2	3	1	16	20.5	
保護者	11								11	14.1	
初回 相談者											
教員	8						1		9	11.5	
学部事務	3								3	3.8	
学生支援課	2								2	2.6	
キャリア	1								1	1.3	
カウンセラー	22								22	28.2	
保健師	7								7	9.0	
コーディネーター	7								7	9.0	

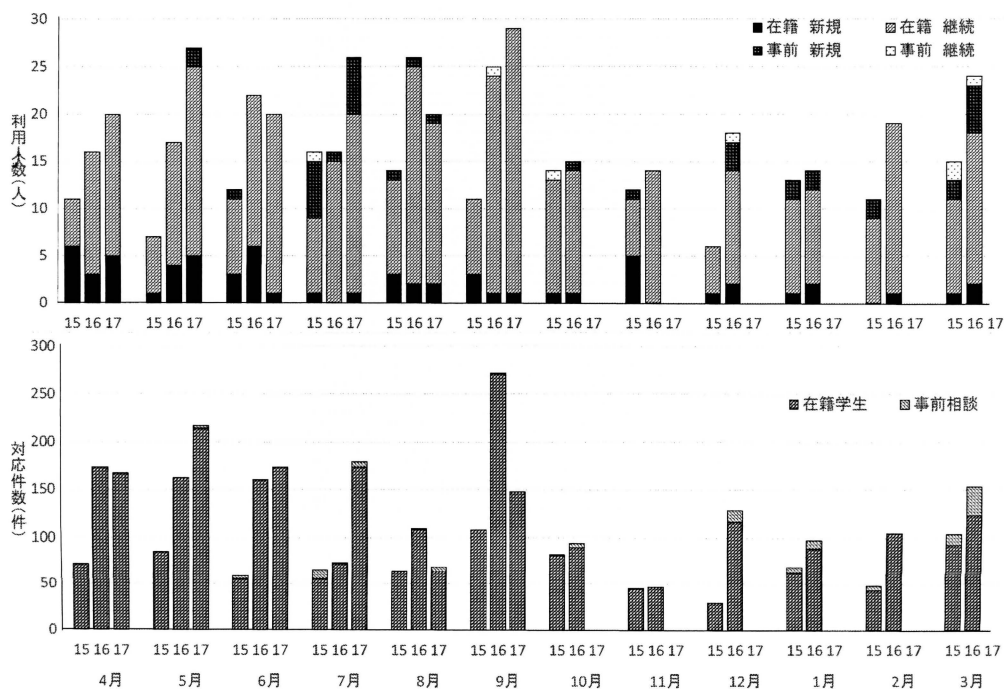


Fig.3 障害学生支援室の利用学生数および対応件数(月推移)

③ 相談対応の月推移

該当期間中に障害学生支援室が行った対応件数の合計は 3345 件であった。2015 年度は 836 件、2016 年度は 1575 件、2017 度は前期のみで 934 件となっており、大幅な増加傾向にあった。Fig.3 は対応人数および対応件数の月推移を表したものである。月別に見ると、前期は毎月 20 人前後の障害学生が利用しており、2017 年度の月平均対応数は 150 件を超えている。4・5 月は履修登録やハード面の調整など大学環境への適応、6 月は中間試験の結果が思わしくなかった障害学生への対応、7 月から 8 月の初旬は、前期期末試験に関する合理的配慮の調整やレポート等課題への対応を行った。8 月中旬から 9 月中旬は夏季休暇のため対応件数は減少するが、2016 年 9 月のように夏休み中のトラブル対応で件数が増加することもあった。9 月後半は後期の合理的配慮の見直し面接や文書作成などで増加した。後期は月 15 人程度と前期に比べ対応人数、対応件数ともに減少していた。半期を過ぎ、大学生活や履修に関する混乱は少なく、修学上の問題を抱えた一定の学生が毎週顔を出す程度であった。後期の成績が確定する 2・3 月は、成績不振の学生の進級・進退問題での来室が増加するとともに、次年度前期の合理的配慮手続きが開始するため対応数が増加傾向にあった。

④ 支援・対応内容

全対応件数中で学生や保護者からの直接的な相談である修学相談や問い合わせが 2 割、情報共有・打合せ・連携など学内連携関係の対応が 6 割を占め、障害学生支援において支援者間の連携・協働の重要性が浮き彫りになった。その他対応は、日程調整や外部関連機関との連絡等であった。

障害学生支援の状況を階層構造にとらえると Fig.4 のようにあらわすことができる。上位がフォーマルな支援、下位がインフォーマルな支援である。障害学生支援室は最もフォーマルな支援を中心に学科や教職員個人レベルでの配慮への助言を行っている状態である。

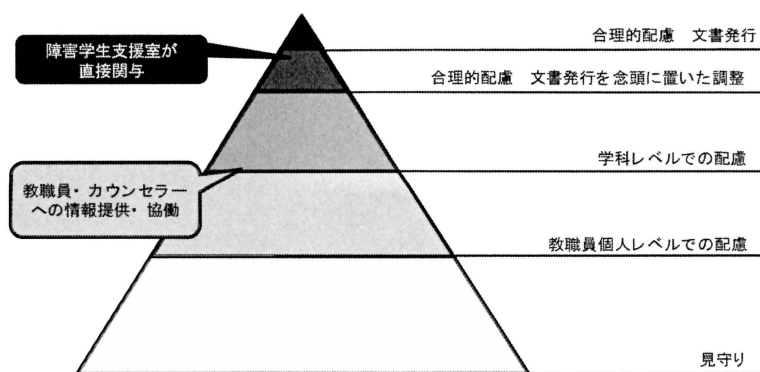


Fig.4 障害学生支援の階層構造

最もフォーマルな支援は合理的配慮の文書発行、配慮要請である。障害学生支援

室の室長は、随時コア・チームを形成し、大学としての合理的配慮を検討、まとめる役割を担っている。この段階の支援を受けている障害学生は2015年度8名、2016年度11名、2017年度は前期だけでも10名と増加しているとはいえ、年間10名程度である。聴覚、肢体不自由、病弱・虚弱等身体障害への合理的配慮の支援内容は比較的明確であり、ほぼ初回の合理的配慮内容が継続されるとともに、教職員の理解が進むと文書の必要がなくなることもあった。これに対し、発達・精神障害は障害特性がどのように修学に影響しているのか、どのような支援が必要なのか検討するのに時間を要したり、支援はしてみたものの効果に疑問があり修正をよぎなくされるといったケースもあった。信州大学では、文書はセルフアドボカシースキルを高めるために基本的には本人が教員に手渡しし配慮を要請するシステムになっているが、文書を渡しそびれてぎりぎりになって突然申し出る、対人的なマナーに欠ける渡し方をするなど諸所の問題がありトラブルになることもあった。このような学生に関しては文書を作成して終わりというわけにはいかず、毎週状況を確認したり、内々に教員に連絡をとる必要があった。

2つ目の役割は合理的配慮が必要と考えられる障害学生に対する文書発行を念頭に置いた調整である。学生の状態や修学環境の情報を収集し障害により修学上何が阻害されているかを確認する必要がある。そのために、学生や保護者との個別面接により学生本人の能力や状態に関する情報収集を行った。さらに、教職員との打合せ等により、修学目標の確認、ハード面の問題や事務手続き上等の問題に関する情報を収集、実施可能な合理的配慮案を作成した。アセスメントに関しては、カウンセラーに依頼することを基本としたが、年度初めなど総合健康安全センターも繁忙期でかつ配慮をできるだけ早く出す必要がある場合には、障害学生支援室でアセスメントを行うこともあった。

3つ目の役割は学生および教職員への個別支援である。実際の配慮を行うのは学部や研究科である。合理的配慮が適正かを確認しながら必要に応じてタイムリーに修正する必要がある。先に述べたように精神障害と発達障害は、本人の状態の変化や環境の変化により修学上の問題を呈しやすく学生相談や学部・研究科との連携が欠かせない。個別のカウンセリングにのせられる学生は、総合健康安全センターがカウンセリングを行い、修学上の問題に関して障害学生支援室が介入する形をとる。合理的配慮を行っている教員からは、日々の指導に関する合理的な範囲について、または、障害特性に応じた指導法について相談が寄せられた。一方、支援の必要性は感じているがどのように支援するかが定まらない場合や内省ができないため学生相談での対応が困難な場合、そもそも生活が破たんしている学生に関しては、学部教職員と連携をとりながら生活支援を行った。このように、障害学生支援においてはタイムリーな支援が求められるため、学生の状況や修学環境の状態の確認、新たな支援方法の可能性の模索などを行っているため、学生相談コーディネーターの協力を得ながら支援者間の連携・協働する機会が多かった。

(2) 入学手続を完了した障害学生等の受入れに係る事前相談及び受入方針の策定

実際には、入学手続きを完了した障害学生以外にも、受験希望者や大学での配慮に関する外部者の相談にも対応している。オープンキャンパスでは、学生支援のひとつとして障害学生支援のブースを開き、信州大学の障害学生支援体制等についての説明を個別に行っている。また、随時電話や来所等での問い合わせに対応している。さらに、学部や入試課と連携し、入試の事前相談への対応についても必要に応じて助言している。事前相談は、オープンキャンパスを実施する7月、入試が本格化する後期に多い (Fig.3)。

入学手続きを完了した障害学生については、学部や共通教育と連携し1年次の履修や修学環境の調整を行った。肢体不自由や内部障害などでは、体育や野外実習の調整、教室変更などの準備を行った。発達障害の学生に関しては、大学生活を送るうえで、誰に何をどこまで知ってもらいたいかをまとめ入学前に学部等に周知した。また、発達障害学生の保護者から入学直前に問い合わせがあることが多い。保護者は学生の適応を心配しているのだが、本人に困り感がなく障害学生支援室につながろうとしない学生もいる。このような学生が大学生活スタート後、不適応に陥ったり履修に失敗するなどの問題をおこしながら、障害学生支援としての配慮を拒否した場合には、学生本人には学部が対応し、学部と障害学生支援室が連携するなど水面下で支えることもあった。

(3) 障害学生の支援に必要な情報の収集、管理及び分析

2015年度は体制整備のための情報収集を行った。すでに障害学生支援部署を立ち上げ活動している複数の大学を訪問し、それぞれの特徴や課題を洗い出した。また、体制整備に関する研修会や学会などに参加し情報を収集、また、障害種別によって先進的な支援を行っている大学を訪問し、障害学生支援室を立ち上げるに際し、各種障害に関して最低限必要な支援機器や支援体制について助言を得た。収集した情報をもとに信州大学の体制案を作成した。

次に、障害学生の実態調査の方法を修正した。障害学生支援室の利用者は本人が配慮を必要として来室する場合がほとんどである。中には、障害があっても周囲の理解によって大学生活に適応できている学生も存在する。たとえば、聴覚障害があっても補聴器を使い修学できている学生などはその例である。しかし、状況の変化によっては大学としての配慮が必要になる可能性もある。よって、在学生している診断のある障害学生数や支援状況を確認するために、実態を把握する必要がある。2015年までは日本学生支援機構の実態調査を行い、障害学生支援室では学部単位の集計数のみ得られる状態であった。そこで、2016年度からは、個々の学生の状態について最低限情報が得られるように集計の仕方を修正した。支援につながる情報を収集し、回答者（総合健康安全センターの医師・カウンセラー・保健師、各学部学務・学生相談コーディネーター）への負担の軽減するために、2017年には「障害学生データ管理システム」を構築した。実態調査の結果は以下の通りである。2015年度から3年間の信州大学5キャンパスに在籍している障害学生の在籍率は、年々増加傾向にある (Fig.5)。主症状で分類した障害種では、精神障害、発達障害（診断

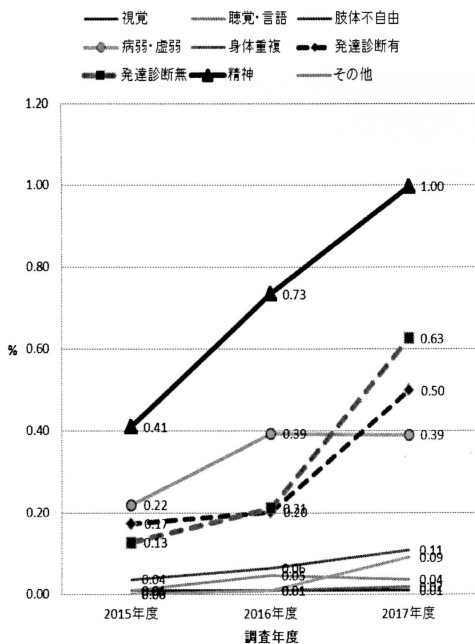


Fig.5 障害種別在籍率の経年変化

(4) 障害学生の支援に関する学外の関係機関との連携・調整

信州大学は、医療・教育に関する資源を学内で得ることができるのが特長のひとつである。附属病院の協力を、総合健康安全センターを通して依頼することができたり、特別支援教育に関するスキルの提供を受けることができる。しかし、福祉・産業関連については学内だけでは解決できない問題も多い。障害学生支援室では、主に福祉・産業関連の外部関連機関との連携や調整を行った。学外の関係機関として連携したのは、障害者福祉全般に関しては、長野県障害者支援課や障害者総合相談支援センター、情報補償関連の実施や養成講座に関してはNPO法人日本サマライズ・センター、筑波技術大学、障害者就労に関しては、高齢・障害・求職者雇用支援機構、障害者就業・生活支援センター、就労準備事業所、ハローワーク、ジョブカフェ、サポートセンターなどであるが、以下に、障害学生の就労機会の確保に関する学外機関との連携・調整の例を挙げる。

障害者枠での就労を希望する学生の就労機会を確保するために、インターンシップのコーディネーション、インターンシップ先の開拓を行った。まず、キャリア教育・サポートセンターと協働し、自己理解、履歴書作成等の就労準備指導を行うとともに、ハローワークやジョブカフェ、就労支援事業所などを訪問して情報を収集した。次に、具体的な体験就労を行うことで、「働く」イメージを具体的にし、自分にあう職業を模索することを目指した。ジョブカフェの“ジョブチャレ”や保護者が準備した特例子会社での体験就労（インターンシップ）のコーディネートを行った。インターンシップ先の状況を把握し、大学のインターンシップの手続きを取る

有・疑い有)、病弱・虚弱の在籍率が高く、全国的な傾向と一致していた。確認できている障害学生のうち支援を受けている学生は、2015年度は87.2%、2016年度は82.5%、2017年度は68.8%と減少気味であるが、障害学生支援の理解が定着するにつれ、障害学生支援への意識が高まったことで、適応状態のよい支援を必要としていない障害学生も把握するようになったことが原因のひとつと考えられる。

主な支援の具体的内容は「学外実習・フィールドワークに関する配慮」、「出席に関する配慮」、「履修支援」、「講義に関する配慮」、「専門家によるカウンセリング」、「医療機関との連携」、「自己管理指導」、「教職員の見守り」であった。

と同時に、本人の障害特性と対応法について文書を作成し担当者に送付し理解を求めた。特にコミュニケーションに困難さのある学生が、安心して体験就労するために事前準備は重要である。一方、企業側の準備状況を把握するために、県内の特例子会社を訪問し、雇用状況や条件、就職に必要な要件などを調査した。その結果、障害者雇用に当たり、外部の支援機関（就労準備事業所など）の支援を受けている方が有利であることが分かった。就労準備事業所は、2016年度より、学業に支障がない範囲で大学生も利用できるようになったため、公的機関の許可を得て在学学生を就労準備事業のプログラムに載せることができた。就労準備事業所とは、適宜、連絡を取り合いながら、卒業時の就職に向けて調整を行っている。障害者枠での就労に関しては今後も支援ニーズの増加が予想される。今後も連携・調整を継続する必要がある。

(5) 障害学生の支援に係る啓発活動

障害学生支援の理解と協力を求めるためにさまざまな啓発活動を行った。

教職員に対しては、2015年から2016年にかけて、障害や合理的配慮の概念と法的背景、信州大学の支援体制、教職員に求められることをテーマにFD・SD、各種会議での説明を行った。2017年度までに、ほぼすべての学部で1回以上、支援体制に関するFDを行ったことで、障害学生への対応に疑問があるときは障害学生支援室に連絡するというルートが定着しつつある。附属機関では、附属図書館や附属学校への情報提供の機会もあり、全学的に障害学生支援に取り組もうという意識が高まっている。2017年度には、障害学生支援の中でも対応が困難である発達障害に関するFDの依頼も増えている。

学生に対しては、障害の知識に関しては教職科目や教育学部の授業にまかせ、パソコンノートテイク養成講座の一環として聴覚障害者の方の講演を一般学生向けに公開している。また、1年生についてはアンケート調査の中で、障害に関する法律や合理的配慮の内容について問うことで、側方的に障害学生支援について学べる機会を準備している。しかし、学生の障害に関する理解が充分ではないとの教員からの意見もあり、学生への障害理解の浸透は大きな課題である。

支援者に対しては、年に2~3回、障害学生に関するケース検討会を開き、専門員の先生方を迎えて具体的なケースについて検討することで学びを深めている。

(6) その他障害学生の支援

その他の支援としては、支援補助を担う人材育成として、ノートテイクの養成を行った。養成された学生は、卒業式や入学式の情報保障の補助や、学外の講演の情報補償などの活動を行っている。障害学生支援室は、養成講座の設定と活躍の場の調達、練習場所の提供などを行った。次に、避難訓練時に肢体不自由の学生への対応を検討、実際に訓練を行った。共通教育と連携し、避難経路の確認や車椅子用緊急避難装置JINRIKIの試用等を行い、当事者の意見をきくことで課題を確認した。ハード面では、共通教育棟内のバリアを確認し、一部の自動ドア化や斜面を緩慢化

に寄与した。さらに、各種支援機器を購入し、必要に応じですぐに使えるよう準備した。iPad、スピーカー、別室受験をモニターする防犯カメラはすでに、合理的配慮として使用されている。

また、学生相談センターのホームページやリーフレットに障害学生支援に関する情報を加え、一般向けに情報提供を行った。保護者や入学希望者が所属する高等学校や特別支援学校からの連絡は主にこのページをみて連絡してきたものであった。

以上、学生相談、学生支援部署や共通教育・学部・研究科の協力の上で、障害学生支援室はスタートした。

文部科学省の第1次まとめで取り組むべき事項としては、短期的課題のホームページやリーフレットによる情報公開、窓口および支援担当専門部署の設置は、障害学生支援室の設置によって達成できているといえる。専門委員会としては、障害学生支援の上位に位置する学生相談委員会がその機能を果たしている。中長期的課題としては、入試課や学部と事前相談や入試時の合理的配慮について協働することによって、入試時の合理的配慮の充実を、学部との連携によって通学上の困難の改善を、キャリア教育・サポートセンターと協働して就職支援の充実を、FD・SDや障害学生ケース検討会を積極的に行うことによって専門的人材の養成を行ってきた。教材の確保については、現在準備中であり、教材のテキストデータ化やパソコンノートテイカーの手を借りながら字幕入りの映像教材を作成するなどに取り組む予定である。

一方で高校や特別支援学校との接続に関しては課題が多い。第1の課題は本人の能力と選択した学部の専門性や要求する能力とのミスマッチの問題である。発達障害のある学生は、能力に偏りがあることが特徴のひとつだが、苦手なことを要求される学部を、高校までのテストの成績で選択したために、適応が難しいケースがある。対人関係が苦手なのに対人援助職の養成学部を選択したり、レポートや作文なので文書を書かないで受験を通過してきているのに、毎週のようにレポートが課される学科を選ぶなど、ミスマッチによって不適応を起こしがちである。ある学生の言葉をかりるなら「好きだった勉強が苦行でしかなくなる」といった状態も少なくない。各学部や学科で修学上必要な能力を受験生に提供する必要がある。一方で、高等学校等に理解を求め受験指導に本人の能力と学科が求める能力のマッチングを考えてもらうなどの対策が必要と思われる。次に、合理的配慮の範囲の問題である。大学は、社会に出る前の最後の教育機関として、社会で自分の力を発揮できるような学生を育てる必要がある。本人の要求にすべてこたえるのではなく、卒業後を見据えた支援の在り方について建設的対話を行う必要がある。

第2の課題は、分散型キャンパスにおける対応の問題である。年々、一般試験の別室受験や時間延長、情報保障などへの配慮要請が増えており、対応には支援機器や人材が必要である。先進的な取組を行っている大学等から情報収集し分散型キャンパスである信州大学に適合した方法を複数準備していく必要がある。二つ目は、“合理的”配慮を保証するためのアセスメントツールの開発である。配慮される学

生も配慮を行う教職員が納得できるアセスメントを開発する必要がある。現段階では、目に見える障害である身体障害に関しては医療機関の診断書等で十分納得が得られるが、発達・精神といった目に見えづらい障害のアセスメントは十分ではない。レポート作成スキルの提供は障害学生支援室の大きな役割のひとつだが、読み書き計算や思考の切替の難しさに関しては、現在アセスメントの開発をすすめている(篠田他, 印刷中)。

第3の課題は、大学の出口である就職支援に関する課題である。近年、就職活動に失敗したことにより自分の困難さを知り、障害者枠での就職を希望する学生以外にも、大学入学時から自分の職場での困難さを鑑みて障害者枠での就職を希望する学生も見られるようになった。しかし、障害学生インターンシップや職業準備、障害者雇用先の開拓などについては、不十分である。障害者枠でのインターンシップや就労体験としてのアルバイト先の確保など学内外に受け入れ先を確保する必要がある。また、就労に関して社会的スキルの乏しい学生へのグループワークなども必要であるため、現在、キャリア教育・サポートセンターと協働しワークショップの開発を試みている。小笠原(2016)は、発達障害のある学生支援の日米比較において、セルフアドボカシースキルの獲得の必要性を指摘しているが、米国においてもスティグマの問題が潜在することもあり(篠田, 2011)、成長支援における自己理解と障害受容は一定の時間を要する課題である。四つ目の課題は災害対応である。避難経路の確保やハード面の対応や誘導の仕方だけではなく、避難所内での障害学生対応についても考慮すべきと考える。自閉的傾向のある学生にとって見知らぬ人と近距離で生活することは非常に苦痛である。避難所としての信州大学の課題は大きい。まずは、学内のバリアフリーマップ兼防災マップの作成が必要と考えられる。

4. 総合考察

信州大学の障害学生支援室は、学内の学生相談の枠組みの中に置かれたことで、必要な学生が必要な時に合理的配慮につながることができる体制であるといえる。合理的配慮の検討に際し、各障害の専門家を学内の教員から確保できること、学生相談や部署と密接に連携していることで配慮要請につながるタイミングやその後の支援が検討しやすいこと、各学部障害学生支援の窓口でもある学生相談担当教員が置かれていることなど、対象学生の支援チームを組織しやすい点が特長といえる。中規模大学ではカウンセリング機能とコーディネート機能を学生相談と障害学生支援室と固有のものとしながら、その分担を柔軟に組み合わせることが提案されているが(森, 2016)、コーディネート機能を中核としてカウンセリング機能も担っている学生相談センターは、人的資源の少ない中で最大限の支援を提供できる可能性がある。重要なのは、学内外との連携・協働である。授業担当教員や担任、学部事務ばかりでなく、モニターによる別室受験や遠隔による情報補償の開発には総合情報センターと、バリアフリーマップの作成やハード面での対応には施設部等、学内の関連部署との細かな連携は欠かせないものである。自己理解や状況への対応スキ

ルの提供など個別支援はカウンセリング機能としてのカウンセラーに依頼し、環境調整やアセスメントツールの開発、支援機器の確保や準備、各種ワークショップの提供、サポート学生の養成などに重点を置く必要がある。一方、分散型キャンパスのため生じる検討会議の設定の困難や養成した支援協力学生の定着の困難への対応、具体的支援につながるアセスメントの開発や継続的なコンサルテーションに対応できる人的資源の確保が課題である。

障害学生支援の最終目標は社会の中での学生の自立にあると考える。大学卒業後の自立に向けて、障害学生自身が支援者の元で自分の障害と真正面から向き合い、強みを生かした対応を獲得することは、成長支援という視点からも重要である。大学の障害学生支援が、インフォーマル支援からフォーマルな支援へと変遷する経過では、成長支援モデルとして、固有の時間軸と内省を深める「心理的な踊り場」の必要性を、スタッフ、コア・チームの間で共通理解を図ることが、体制整備のマイルドとして重要なものであるが（篠田・島田，2017）、大学内だけではなく、外部の社会との接点を持ちつつ障害学生の支援を考えることが必要と考える。

参考文献

1. 金子 稔・小田 佳代子・山崎 勇・榛葉 清香・茅野 理恵・山岡 俊英・藤村 智子・林 弘子・湯澤 直美・田中 清美・武田 弘子・児玉 邦代・正村 秀子・渡邊 里菜・川 茂幸 (2015). 信州大学の学生相談体制について 第52回全国大学保健管理研究集会報告書, 52(1), 291-292.
2. 森 麻友子 (2017). 発達障害学生に対する学生相談(カウンセリング機能)と障害学生支援(コーディネート機能)を組み合わせた支援の検討—中規模大学の障害学生支援室における実践から— 学生相談研究, 38(1), 12-22.
3. 文部科学省 (2017). 障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)について<http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/074/gaiyou/1384405.htm>
4. 内閣府(2015). 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/law_h25-65.html>
5. 日本学生支援機構 (2017). 平成28年度(2016年度)大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告 <http://www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/chosa_kenkyu/chosa/_icsFiles/afieldfile/2017/11/09/2016report3.pdf>
6. 小笠原哲史 (2016). 高等教育機関における日本と米国の発達障害学生支援の比較 明星大学発達支援研究センター紀要, 1, 25-38.
7. 篠田晴男 (2011). 青年期の発達障害を支援する: 米国の大学における発達障害のある学生支援の展開から 心と社会, 144, 89-95.
8. 篠田 晴男・島田 直子 (2017). 障害学生支援体制の構築と事例<www.jasso.go.jp/gakusei/tokubetsu_shien/event/zenkoku_seminar/h29/_icsFiles/afieldfile/2017/09/13/h29_t2_lec4.pdf>

9. 篠田直子・高橋ユウエン・高橋知音・篠田晴男 (2018). 大学生版認知的柔軟性尺度作成の試み 信州大学教育学部研究論集, 12, 印刷中.

<付記>本論文は、平成28年度科学研究費補助金（基盤研究(C)(一般)課題番号16K04351, 研究代表者 篠田直子)の助成を受けた。また、全国高等教育障害学生支援協議会第3回大会において発表したものを一部再検討し、論考に含めた。

(篠田直子 信州大学 助教 学生相談センター 障害学生支援室長)

(田口多恵 信州大学 総合人間科学系 助手 学生相談センター
学生相談コーディネーター)

2017年1月12日受理 2018年2月5日採録決定